

野田市教育委員会が
個人情報保護条例で義務付けられた個人情報取扱事務の届出を行わないまま
野田市郷土博物館・市民会館指定管理者NPO法人野田文化広場に
約8年の長期に渡り個人情報取扱事務を行わせて来たことについて
その責任の所在を明らかにすると共に
野田市の事務について個人情報取扱事務の届出が適正にされているか総点検し
その結果の公表を行うことを求める陳情

1. 陳情趣旨

(1) 要点

①条例の規定に沿わない不適切な個人情報取扱事務の実施

野田市では個人情報保護条例を制定し、その第1条で「個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定める」とし、個人情報保護の具体的な手段として第6条で「実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない」と定め、個人情報取扱事務の事前届出を義務付けています。

ところが、野田市教育委員会は、野田市郷土博物館・市民会館の管理運営を指定管理者NPO法人野田文化広場に委任後、同館において新たな個人情報取扱事務を行うことになったにも関わらず、平成19年度以来の実に約8年間の長きに渡り個人情報取扱事務の届出を行わないまま個人情報取扱事務を行わせて来ました。

②野田市郷土博物館・市民会館における不適切な個人情報の取扱い

同館はキャリアデザインの場を提供する事業を行い、市民のキャリアに関する情報を収集・整理・保管し、また人材バンクとして蓄積し、人材情報提供サービスを行っているとしています。陳情人の問合せ（平成26年12月26日）に対する総務課回答（平成27年1月30日）によれば、同館の人材バンク事務とキャリアデザインに関する事務は条例の言う個人情報取扱事務であるとのこと。個人情報取扱事務の届けは、記録項目・収集方法・利用範囲・提供方法等を明確にすることが義務付けられています。

陳情人がした同館が収集・整理・保管している市民のキャリアに関する情報の記録項目を明らかにするよう求めた問合せ（平成26年10月26日）に対する社会教育課回答（平成27年1月30日）には、複数のキャリアデザインに関する事業に共通する記録項目はないとして、それらが具体的に示されることはありませんでした。

即ち、同館はこれまで何が個人情報であるかを認識しないまま、キャリアデザインに関する事務に携わって来たということを否定することが出来ない状況です。

このような認識のためか、平成25年度に同館で発生した個人情報の漏洩事故についての野田市教育委員会が指示した事実確認において、同館指定管理者は事故発生を認識しながら当局に報告する必要がある事故としては認識せず、些細な事故も報告する義務があったにも関わらず、報告していなかったという事実が報告されるに至りました。（平成26年4月頃）

③野田市総務課の低い認識レベル

個人情報取扱事務の届出書は、総務課の情報公開コーナーで閲覧公開がされています。陳情人は、同館の個人情報取扱事務の届出が指定管理者制度導入後に一切提出されていないことを平成26年の夏から秋にかけて数度に渡り総務課久保担当に問い合わせしました。

しかし、同担当から回答されることはなかったので、総務課川野係長に口頭で問い合わせると共に総務課と社会教育課宛の市政メールにより問合せしました。(平成26年12月26日) その結果、漸く総務課で調査を行い未提出が明らかになり、社会教育課へ速やかに届出を行うように指導がされた旨の総務課回答がありました。(平成27年1月30日)

市政メール後の総務課の迅速な対応には一定の評価を致しますが、本件は今年の夏以来指摘させて頂いているにも係わらず、何の対応もして来なかった事実は野田市の事務における個人情報の適正な取扱いについて総務課の低い認識レベルを表していると思わざるを得ません。

(2) 陳情の理由

このように野田市の関係部局が条例の規定に沿わないまま指定管理者に個人情報取扱事務をさせていた事実は、個人情報の適正な取扱いを行う上で重大な職務怠慢且つ地方公務員法第32条違反と言わざるを得ません。さらに、同館指定管理者は正確に何が個人情報であるかを認識しないまま人材バンク事務やキャリアデザインに関する事務に携わり、個人情報の収集・記録・利用・提供を行ってきたことを否定することが出来ない状況であり、これまで同館で収集された個人情報の保全状況に不安を感じずにはいられません。

職務に関し結果も大事であることは勿論ですが、公務員である以上、結果に至るプロセスが法令に則り行われていることも必須条件であることは言うまでもありません。二度とこのような杜撰な個人情報取扱事務が行われないよう関係職員の反省と再発防止を確実に行って頂くために2項に示す陳情を致します。

2. 陳情項目

野田市教育委員会が、個人情報保護条例で義務付けられた個人情報取扱事務の届出を行わないまま、野田市郷土博物館・市民会館指定管理者NPO法人野田文化広場に、約8年の長期に渡り個人情報取扱事務を行わせて来たことについて、その責任の所在を明らかにすると共に、野田市の事務について、個人情報取扱事務の届出が適正にされているか総点検し、その結果の公表を行うことをお願い致します。

2015年2月4日

(宛先)

野田市市議会議長 様

(陳情者)

住所:

氏名:

電話: